

# 目 次

## はじめに

### 第 1 章 共通事項

1. 法令用語の解説	1
1.1 条・項・号の構造	1
1.2 限定又は接続に使用している語の解釈	1
1.3 「中欄に掲げる貨物」	3
1.4 「（～の項の中欄に掲げるものを除く）」とは	3
1.5 「～に掲げる貨物」とは	3
1.6 「他の貨物に使用するように設計したもの」とは	3
2. 単位の解説	4
3. 政省令の構成	9
4. 貨物の該非判定手順	10
5. 該非判定不要の貨物（輸出令別 1 の 1 から 15 までの項から除外されるもの）	12
6. 平成 29 年 1 月施行政省令等改正内容のうち、先端材料関連分	14

### 第 2 章 条文・用語の解説

2.1 関連政省令	19
2.2 貨物等省令第 4 条～第 12 条、第 13 条第 9 項又は第 10 項、第 14 条に掲げる貨物に共通する除外規定	20
2.3 省令第 1 条第一号「核燃料物質、核原料物質」	21
2.4 省令第 1 条第三号「重水素、重水素化合物」	27
2.5 省令第 1 条第四号「人造黒鉛（4 の項の中欄に掲げるものを除く。）」	29
2.6 省令第 1 条第九号「ニッケル粉、これを用いた多孔質金属」	31
2.7 省令第 1 条第二十二号「アルミニウム合金、繊維、マルエージング鋼、チタン合金」	32
2.8 省令第 1 条第二十三号「ベリリウム、ベリリウム合金、ベリリウム化合物」	39
2.9 省令第 1 条第二十四号「核兵器起爆用アルファ線源となる物質等」	41
2.10 省令第 1 条第二十五号「ほう素 10」	45
2.11 省令第 1 条第二十六号「核燃料物質製造用の還元剤、酸化剤」	47
2.12 省令第 1 条第二十八号「ハフニウム、ハフニウム合金、ハフニウム化合物」	50
2.13 省令第 1 条第二十九号「リチウム、リチウム合金、リチウム化合物等」	54
2.14 省令第 1 条第三十号「タンガステン、タンガステン炭化物、タンガステン合金」	56
2.15 省令第 1 条第三十一号「ジルコニウム、ジルコニウム合金、ジルコニウム化合物」	58
2.16 省令第 1 条第三十五号「フィラメントワイピング装置、その制御装置、マントレル」	60
2.17 省令第 1 条第五十七号「トリチウム、トリチウム化合物、トリチウム混合物」	62
2.18 省令第 1 条第五十九号「トリチウム回収用・重水製造用の白金を用いた触媒」	65
2.19 省令第 1 条第六十号「ヘリウム 3」	67
2.20 省令第 1 条第六十一号「レニウム、レニウム合金、レニウムタンガステン合金」	68